貸金庫（手動）規定

１．（格納品の範囲）

（1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

① 公社債券、株券、その他の有価証券

② 通帳、預金証書、契約証書、権利証、その他の重要書類

③ 貴金属、宝石、その他の貴重品（ただし、毀損または変質のおそれのあるものを除きます。）

④ 前記①から③に掲げるものに準ずると認められるもの

（2）当社は、前記（1）に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

２．（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに借り主または当社から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

３．（使用料）

（1）貸金庫の使用料は当社所定の料率により、１年分を前払いするものとし、毎年４月の当社所定の日に、借り主が指定した預金口座から、自動的に引き落し、使用料に充当します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割り計算により前記自動引き落しの方法で支払うものとします。

（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。

（3）契約期間中に解約があった場合、解約日にかかわらず、その月の分まで使用料を支払うものとします。前記（1）の自動引き落し後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日の属する月までの使用料を月割り計算により返戻します。なお、契約月と同じ月の末日までに解約する場合は、月割り計算で１ヶ月分の使用料を控除後返戻するものとします。

４．（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借り主が保管し、副鍵は当社立ち会いのうえ、借り主が届け出の印章により封印し当社が保管します。

５．（貸金庫の開閉等）

（1）貸金庫の開閉は、借り主または借り主があらかじめ届け出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

（2）開庫にあたっては、当社所定の貸金庫開庫依頼書に届け出の印章により記名押印してください。

（3）格納品の出し入れは、当社所定の場所で行ってください。

（4）閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

６．（届出事項の変更等）

（1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の方法によりただちに取引店に届け出てください。

（2）前記（1）の印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

（3）貸金庫契約開始等の際には、当社は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によって当社に届け出てください。

７．（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

（1）印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当社所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（2）正鍵を失った場合、または毀損した場合は、錠前等の取り替えに要する費用を支払うものとします。なお、当社が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

８．（成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。また、借り主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届け出てください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（1）および（2）と同様に取引店に届け出てください。

（4）前記（1）から（3）までの届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。

（5）前記（1）から（4）までの届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

９．（印鑑照合等）

（1）貸金庫開庫依頼書、諸届、その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または届け出の署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしました場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（2）前記（1）において使用される鍵については、当社は確認する義務を負いません。

１０．（損害の負担等）

（1）災害、事変その他の不可抗力の事由または当社の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当社は責任を負いません。

（2）前記（1）の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当社は責任を負いません。

（3）借り主もしくは、代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当社または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

１１．（解約等）

（1）この契約は、借り主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届け出の印章を持参し、当社所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡してください。なお、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか前記７．に準じて取扱います。

（2）次の①から⑦の一つにでも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときはただちに前記（1）と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。前記２．により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借り主が使用料を支払わないとき

② 借り主について相続の開始があったとき

③ 借り主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当社もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖、その他相当の事由があるとき

⑤ 借り主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

（3）この貸金庫は、次の①から③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③の一つにでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。また、前記（2）のほか、次の①から③の一つにでも該当する場合には、当社はこの貸金庫の利用を停止し、または借り主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、ただちに前記（1）と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

① 借り主が貸金庫使用申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 借り主または代理人が、次のＡからＦまでのいずれかに該当したことが判明した場合
Ａ 暴力団　Ｂ 暴力団員　Ｃ 暴力団準構成員　Ｄ 暴力団関係企業
Ｅ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等　Ｆ その他前記ＡからＥに準ずる者
③ 借り主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のＡからＥまでのいずれかに該当する行為をした場合
Ａ 暴力的な要求行為　Ｂ 法的な責任を超えた不当な要求行為　Ｃ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社業務を妨害する行為
Ｅ その他前記ＡからＤに準ずる行為

（4）前記（3）の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割り計算により支払うものとします。この場合、前記３．（3）にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払うものとします。なお、当社はこの不足額を明け渡しの日に前記３．（1）の方法に準じて自動引き落しすることができるものとします。

（5）前記（1）から（3）の明け渡しが３か月以上遅延したときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。なお、当社は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は、借り主の負担とします。

（6）使用料、遅延損害金その他借り主が負担すべき費用が支払われないときは、前記（5）の処分代金をこれに充当できるものとします。この場合、不足額が生じたときは当社からの請求がありしだい支払うものとします。

１２．（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他のやむをえない事情により、当社が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

１３．（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または、店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当社は責任を負いません。

１４．（譲渡、転貸等の禁止）

この貸金庫、貸金庫契約上の使用権、その他この取引にかかる一切の権利および正鍵等については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定もしくは転貸することはできません。

１５．（通知等）

届け出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６．（規定の変更等）

（1）この貸金庫規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
（2）前記（1）の変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

24.08